保存版

電話やハガキなどで**お金**の話は

要注意！

不審な電話やハガキがきたら、右のチェックリストを
ご活用下さい。
1つでもチェックがついたら詐欺の可能性が高いので、
相談機関や家族、友人などに相談してください♪

相談機関

旭川市消費生活センター　(0166)22−8228
旭川市1条通8丁目フィール旭川7階　平日9時～17時まで

永山地域包括支援センター　(0166)40−2323
永山3条19丁目永山市民交流センター内　平日9時～18時まで

特殊詐欺チェックリスト

1つでもチェックがついたらサギの可能性アリ！
すぐに家族や警察に相談をしてください！

手段	相手	相手に言われた内容
電話が掛かってきた	息子や孫など	□ 風邪（又はポリープ）で、のどの調子が悪い。
		□ 会社のお金や書類が入ったカバンをなくした。
		□ 携帯番号が変わった。（携帯をなくした。携帯が壊れた。）
		□ 会社のお金を使って、株に失敗した。
		□ 弁護士（又は上司の息子）が、お金を受け取りに行く。
	警察 弁護士 会社 役所など	□ 【警察】あなた名義の口座が悪用されてる。
		□ 【警察又は金融機関】自宅にキャッシュカードを取りに行く。
		□ 【弁護士又は会社】レターパック（ゆうパック、宅配便）で現金を送って。
		□ 【弁護士又は会社】電子マネーを購入して。（代行決済で支払って。）
		□ 【会社から】名義を貸して。（【弁護士】名義貸しは違法だ。）
		□ 【役所】医療費や保険金を還付する。携帯を持ってATMへ行って。

手段	ハガキやメール、パンフレットに書かれている内容
ハガキ、メール パンフレット などが届いた	□ 【ハガキ】「消費料金」「訴訟最終告知」などと記載。
	□ 【メール】「有料サイト利用料金未納」などと記載。
	□ 【パンフ】「老人介護施設の入居権が当たった」などと記載。
	□ 【メール・パンフ】「○○万円が当選した」などと記載。
	□ 【メール・パンフ】「パチンコ必勝法」「競馬大穴情報」などと記載。

お金を要求されたら、必ずチェックして確認を！！

北海道警察　相談電話 ＃9110